

<国会議員関係政治団体・資金管理団体以外の政治団体用>

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 5 年分

チェックもれ注意

(ふりがな)
1 政治団体の名称

じゅうみんしゅとうなかさきけんりんていしやうしぶ
自由民主党長崎県林材業支部

2 主たる事務所の所在地

長崎県諫早市貝津町1122番地6

3 代表者の氏名

支部長 八江利春

4 会計責任者の氏名

佐藤義高

政治団体の区分

- ☒ 政 党 の 支 部
☐ そ の 他 の 政 治 団 体
☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

チェックもれ注意

活動区域の区分

- ☐ 2 以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

事務担当者

氏名 佐藤 義高
電話 0957-27-1755
氏名
電話

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無 (以下、この欄の記載不要です。)

公 職 の 種 類

資 金 管 理 団 体 の

届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公 職 の 種 類

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで



(その2)

収支の状況

必ず記入してください。
(0の場合は0と記入)

1 収支の総括表

収 入 総 額	円 15074
(前年からの繰越額)	15074
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	10000
翌年への繰越額	5074

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	円	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		記入もれ注意 (ア) + (イ) + (ウ)
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附		
合 計 (ア + イ)		

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1) 人 件 費		
(2) 光 熱 水 費		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		
(4) 事 務 所 費		
小 計		記入もれ注意
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費		
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		記入もれ注意 ア+イ+ウ+エ
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣 伝 事 業 費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	10,000	自由民主党長崎県政経セミナー
エ その他の事業費		
(4) 調 査 研 究 費		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		
(6) そ の 他 の 経 費		
小 計	10,000	記入もれ注意
合 計	10,000	

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、併せて(その16)の添付が必要です。

4

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- ~~3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）~~

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 11 日

記入もれ注意

政治団体の名称

自由民主党長崎県林材業支部

会計責任者の氏名

佐藤 義高

(印)

(代表者の氏名

(印))

(備考)

代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。